

特例子会社に係る障害者雇用調整金・報奨金の支給方法について

現行制度

特例子会社が設立され、雇用率が包括適用されている場合、調整金・報奨金は、親事業主が受給することとなっている。



多数の障害者を雇用することで実際に経済的負担が発生している特例子会社が調整金・報奨金を受給できないのは、合理的ではないとの指摘あり。



規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）

障害者雇用調整金・報奨金の授受方法の拡大

障害者雇用調整金・報奨金の支給に当たり、特例子会社制度を活用して親会社が調整金等の支給を受けるために申告書を提出する際に、調整金等の受け取りをグループ内の会社の1つとすることを可能とする。



親事業主があらかじめ選択することにより、親事業主自身、もしくは特例子会社のいずれかが、調整金及び報奨金を受けることができるよう、関係法令を改正する。